

各 所 属 所 長 様

一般財団法人高知県教職員互助会
理 事 長 高 橋 慎 一
(公印省略)

一般互助部運営規則並びに退職互助部
運営及び給付規則の一部改正について (通知)

当互助会の運営につきまして、日ごろからご理解ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。
さて、令和 3 年 2 月 1 9 日 (金) 開催の令和 2 年度第 3 回評議員会において、一般互助部運
営規則並びに退職互助部運営及び給付規則の一部が下記のとおり改正されました。
つきましては、貴所属の会員の皆様方への周知をよろしくお願いいたします。

記

1. 一般互助部運営規則の一部改正について

【改正理由】

- (1) 再任用職員は、一般互助部の会員資格を有しない扱いとしていますが、現行の規定では、高知県立大学法人の職員、公立学校共済組合高知支部の職員及び当互助会事務局の職員については、再任用された場合に、一般互助部の会員資格を有しないことが読み取れませんので、一般互助部の会員資格を有しないことを明確にしました。
- (2) 令和 2 年 4 月 1 日から、公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得したことに伴い、当互助会の加入資格を有することになった雇用期間に定めのある職員 (臨時的任用職員等) が、当互助会に加入せず、かつ公立学校共済組合高知支部の組合員資格を有したまま雇用期間に定めのない職員 (正規の教職員) となった場合に、現行の規定では、当互助会に加入することができません。
- このため、雇用期間に定めのない職員 (正規の教職員) になった時点で、再度加入の機会を得られるようにしました。

(1)、(2) に関して、下表のとおり改正しました。

一般財団法人高知県教職員互助会一般互助部運営規則

(改正後)	(現行)
(会員) 第 3 条 一般互助部会員は、次に掲げる者とする。<u>ただし、職員の再任用に関する条例 (平成 1 2 年高知県条例第 3 号) の規定又はその他の規定に基づき再任用された者及び退職互助部特別会員の資格を有する者を除く。</u> (1) 公立学校共済組合高知支部に属する組合員で、次の (ア) から (カ) までの一に該当する者。 (ア) 職員の給与に関する条例 (昭和 2 9 年高知県条例第 3 4 号) 第 2 条に規定する職員 (イ) 公立学校職員の給与に関する条例 (昭和 2 9 年高知県条例第 3 7 号) 第 2 条に規定する職員 (ウ) 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和 3 2 年高知県条例第 5 6 号) 第 2 条に規定する職員 (エ) (ア) から (ウ) に掲げる職員のうち、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 (平成 1 2 年法律	(会員) 第 3 条 一般互助部会員は、次に掲げる者とする。 (1) 公立学校共済組合高知支部に属する組合員で、次の (ア) から (カ) までの一に該当する者。ただし、職員の再任用に関する条例 (平成 1 2 年高知県条例第 3 号) の規定に基づき再任用された者及び退職互助部特別会員の資格を有する者を除く。 (ア) 職員の給与に関する条例 (昭和 2 9 年高知県条例第 3 4 号) 第 2 条に規定する職員 (イ) 公立学校職員の給与に関する条例 (昭和 2 9 年高知県条例第 3 7 号) 第 2 条に規定する職員 (ウ) 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和 3 2 年高知県条例第 5 6 号) 第 2 条に規定する職員

(改正後)	(現行)
第50号)第2条第1項の規定に基づき派遣された職員 (オ) 高知県公立大学法人の職員 (カ) 公立学校共済組合高知支部の職員 (2) 一般財団法人高知県教職員互助会(以下「互助会」という。)事務局の職員 (3) 前(1)又は(2)に該当する者で、<u>一般互助部に加入していない雇用期間に定めのある職員が、雇用期間に定めのない職員となった日に加入資格を取得する。</u>	(エ) (ア) から(ウ)に掲げる職員のうち、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項の規定に基づき派遣された職員 (オ) 高知県公立大学法人の職員 (カ) 公立学校共済組合高知支部の職員 (2) 一般財団法人高知県教職員互助会(以下「互助会」という。)事務局の職員

附則

(施行期日)

この規則は、令和3年2月20日から施行し、令和3年1月1日に遡及して適用する。

2. 退職互助部運営及び給付規則の一部改正について

【改正理由】

雇用された時に35歳以上で、雇用期間に定めのある職員(臨時的任用職員等)のうち、退職互助部現職会員(以下、現職会員という)に加入せずに、一般互助部のみに加入した方が、雇用期間に定めのない職員(正規の教職員)になった場合に、現行の規定では、現職会員に加入することができません。

こうした方が、雇用期間に定めのない職員(正規の教職員)になった時点で、再度現職会員への加入の機会を得られるように、下表のとおり改正しました。

一般財団法人高知県教職員互助会退職互助部運営規則及び給付規則

(改正後)	(現行)
(退職互助部会員の資格の得喪) 第6条 一般互助部会員は、35歳に達した日の属する年度の次の年度の4月1日に現職会員となる資格を取得する。 2 当該年度の4月1日以後に一般互助部会員となった者のうち、当該年度の4月1日に35歳以上である者は、一般互助部会員となった日に現職会員となる資格を取得する。<u>ただし、雇用期間に定めのある職員で、一般互助部のみに加入している者については、雇用期間に定めのない職員となった日に現職会員の加入資格を取得する。</u> 3 現職会員は、一般互助部会員の資格を喪失した日に、その資格を喪失する。 4 現職会員が、退職互助部から脱退を希望するときは退職互助部脱退申出書を理事長に提出するものとし、受理された日の属する月の翌月から資格を喪失する。 5 現職会員は、45歳に達した日以後に退職し、定められた手続きを取り、かつ、第15条の規定による掛金を完納したときは、退職した日の翌日にさかのぼって特別会員の資格を取得する。 6 特別会員は、死亡した日の翌日に、その資格を喪失する。	(退職互助部会員の資格の得喪) 第6条 一般互助部会員は、35歳に達した日の属する年度の次の年度の4月1日に現職会員となる資格を取得する。 2 当該年度の4月1日以後に一般互助部会員となった者のうち、当該年度の4月1日に35歳以上である者は、一般互助部会員となった日に現職会員となる資格を取得する。 3 現職会員は、一般互助部会員の資格を喪失した日に、その資格を喪失する。 4 現職会員が、退職互助部から脱退を希望するときは退職互助部脱退申出書を理事長に提出するものとし、受理された日の属する月の翌月から資格を喪失する。 5 現職会員は、45歳に達した日以後に退職し、定められた手続きを取り、かつ、第15条の規定による掛金を完納したときは、退職した日の翌日にさかのぼって特別会員の資格を取得する。 6 特別会員は、死亡した日の翌日に、その資格を喪失する。

附則

(施行期日)

この規則は、令和3年2月20日から施行し、令和3年1月1日に遡及して適用する。

※同封の「互助会への加入に関する取り扱いが変わりました(お知らせ)」もご覧ください。

臨時的任用職員・任期付職員等の方へ

互助会への加入に関する取り扱いが変わりました（お知らせ）

令和3年2月19日に開催された評議員会において、「一般互助部運営規則」及び「退職互助部運営及び給付規則」の一部改正が承認されました。

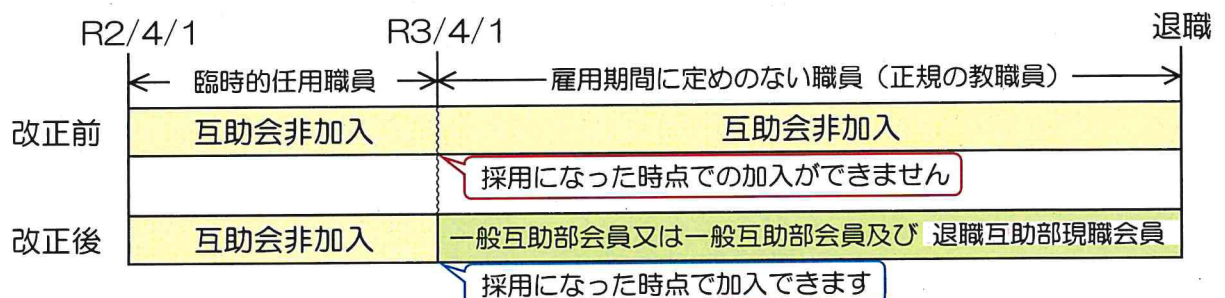
この改正に伴い、互助会への加入に関する取り扱いが、下記のとおり変更となりました。

※改正の詳細につきましては、各所属所長あて「一般互助部運営規則並びに退職互助部運営及び給付規則の一部改正について（通知）」（令和3年2月25日付け、2高教互第70号）をご覧ください。

1. 一般互助部運営規則の一部改正による変更

互助会へ加入できる機会は、公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得した時のみでしたが、雇用期間の定めがなくなった日に、互助会に加入いただけるようになりました。

例) 令和2年4月1日に臨時的任用職員になったときに互助会に加入しなかった方が、令和3年4月1日に雇用期間に定めのない職員（正規の教職員）に採用となった場合

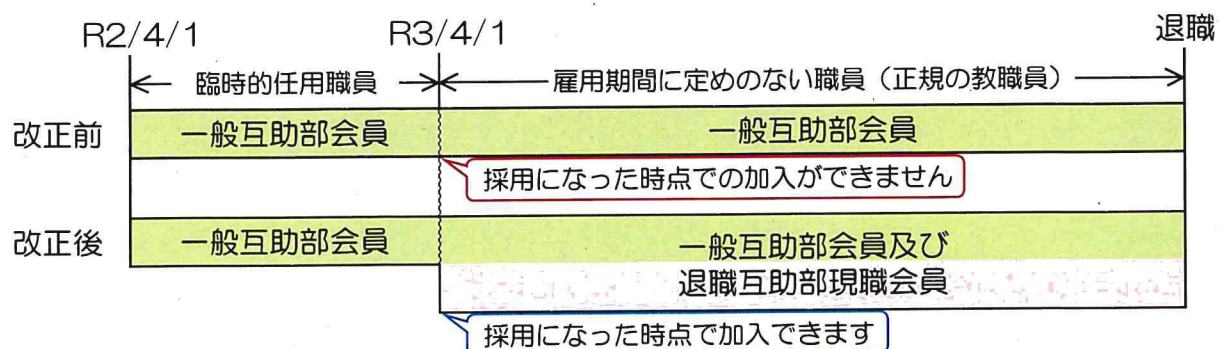


◎ 会員の資格取得日は、雇用期間に定めのない職員となった日になります。会員資格取得日以前に給付事由が発生したものについては給付対象になりません。

2. 退職互助部運営及び給付規則一部改正による変更

雇用期間の定めがなくなった日に、退職互助部に加入いただけるようになりました。

例) 令和2年4月1日に臨時的任用職員になったときに35歳以上で、一般互助部のみに加入した方が、令和3年4月1日に雇用期間に定めのない職員（正規の教職員）に採用となった場合



◎ 加入対象の方については、互助会から手続きのご案内をいたします。採用時、既にご加入いただいている方については、必要な手続きはありません。

◎ 公立学校共済組合高知支部の組合員資格の得喪を繰り返す場合は、従来どおり、雇用期間の定めの有無に関わらず、組合員資格取得の都度加入意思の確認をさせていただきます。

